

○阿久根市火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成 8 年 7 月 10 日

規則第 15 号

改正 平成 12 年 3 月 規則第 24 号

平成 14 年 1 月 規則第 3 号

平成 14 年 9 月 規則第 22 号

平成 19 年 9 月 規則第 24 号

平成 26 年 3 月 規則第 1 号

平成 28 年 3 月 規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、阿久根市火葬場の設置及び管理に関する条例（平成 8 年阿久根市条例第 22 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、火葬場の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 条例第 6 条の規定により、火葬場を使用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 死亡者（死産児を除く。）を火葬に付する場合

死体埋・火葬許可申請書（別記第 1 号様式）

(2) 死産児を火葬に付する場合

死胎埋・火葬許可申請書（別記第 2 号様式）

(3) 改葬骨を火葬に付する場合

改葬・改葬骨火葬許可申請書（別記第 3 号様式）

(4) その他を火葬に付する場合

その他火葬許可申請書（別記第 4 号様式）

2 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる申請書を提出しようとする者のうち、他市区町村において既に火葬又は改葬の許可を受けている者にあつては、当該他市区町村において発行された火葬又は改葬の許可を受けた書類を、同項第 4 号に掲げる申請書を提出しようとする者のうち、人体の一部に係る使用の許可を受けようとする者にあつては、医師の診断書を申請書に添付しなければならない。

(使用の許可)

第 3 条 市長は、火葬場の使用を許可したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる許可証（以下「許可証」という。）を交付するものとする。

(1) 前条第 1 項第 1 号の申請について許可する場合

死体埋・火葬許可証（別記第 5 号様式）

- (2) 前条第 1 項第 2 号の申請について許可する場合

死胎埋・火葬許可証（別記第 6 号様式）

- (3) 前条第 1 項第 3 号の申請について許可する場合

改葬・改葬骨火葬許可証（別記第 7 号様式）

- (4) 前条第 1 項第 4 号の申請について許可する場合

その他火葬許可証（別記第 8 号様式）

2 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が火葬場を使用するときは、許可証を係員に提示しなければならない。

（使用料の減免の申請）

第 4 条 条例第 9 条の規定により、火葬場の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、火葬場使用料減免申請書（別記第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用者等が守るべき事項）

第 5 条 使用者その他の火葬場に入場する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食若しくは喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 火葬場内を不潔にしないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱す行為をしないこと。
- (5) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

（委任）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月規則第 24 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 1 月規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 9 月規則第 22 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月規則第 24 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。